



新型コロナウイルス感染症

事業者&市民の皆さんへ 〈緊急経済対策〉一覧

国・岩手県・盛岡市では、それぞれ次の緊急経済対策などを実施しています。該当する支援があるか、確認してみましょう。

※令和2年11月1日時点の情報です。

詳しくは、
こちらを
ご覧ください



凡例 事業者向け 勤労者向け 両者向け 実施機関 市・県・国・他（民間など）

名 称		概 要	問い合わせ先
給付・助成を受けたい	市 雇用継続支援金	【対 象】 市内に事業所を有し、国から支給を受けた雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の助成率が10分の10である中小事業主 【支 援 額】 雇用調整助成金の額と緊急雇用安定助成金の額を合計した額の10分の1に相当する額(その額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以内の額。上限30万円 【申請期限】 令和3年2月26日(金)	経済企画課 ☎613-8298
	市 雇用調整助成金等申請費用支援金	【対 象】 雇用調整助成金などの申請にあたり、社会保険労務士などに申請代行を依頼した事業主 【補 助 額】 支払った経費※上限10万円 【申請期限】 令和3年2月26日(金)	
	市 地域経済好循環推進事業	【対 象】 複数の事業者が、グループを構成して新たに行う盛岡市の地場産業その他の資源を活用した事業に要する経費 【補 助 額】 経費の10分の9。上限100万円 【応募締切】 令和2年12月14日(月)	
	県 地域企業経営継続支援事業費補助金(感染症対策等支援)	【対 象】 中小企業者、個人事業主、中小企業と同等規模の法人・組合で、県内に不特定多数の人の出入りがある来客型の店舗(飲食業、小売業、サービス業、宿泊業など)を有する者 【補 助 額】 新型コロナウイルス感染症対策や飲食店における業態転換(テイクアウトや宅配、移動販売)の経費。1店舗あたり上限10万円。(このうち、消耗品費は3万円まで) 【申請期限】 令和3年1月8日(金) (予定)	盛岡商工会議所 感染症対策支援事業係 ☎624-5880
	県 観光宿泊施設緊急対策事業費(感染症対策、ワーケーション等支援)	【対 象】 感染症対策などを行う公共交通事業者 【補 助 額】 1営業所・事務所あたり上限10万円 【申請期限】 令和3年1月8日(金)	岩手県交通政策室 ☎629-5204
	県 観光宿泊施設緊急対策事業費(観光宿泊施設経営継続支援)	【対 象】 感染症対策などを行う宿泊施設 【補 助 額】 経費の3分の2※1施設あたり上限200万円	岩手県観光・プロモーション推進室 国内観光担当 ☎629-5574
	県 観光バス運行支援事業費補助	【対 象】 感染症対策を行い運行する観光バス事業者 【補 助 額】 1日1台あたり5万円	
	国 持続化給付金	【対 象】 前年対比で売上が半減した事業所 【給 付 額】 法人は最大200万円、個人事業主(フリーランス含む)は最大100万円 【申請期限】 令和3年1月15日(金)	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-279-292 ☎03-6832-6631 8時半～19時 ※土曜、祝日を除く
	国 雇用調整助成金	【助 成 額】 休業手当などの一部を事業者へ助成。1人1日上限1万5000円、助成率最大10分の10※企業規模や雇用状況により助成率が異なる	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999 9時～21時
	国 小学校休業等対応助成金(有給休暇助成)	【対 象】 小学校などの臨時休校などに伴い、有給休暇(労基法上の年次有給休暇を除く)を取得した従業員がいる事業所 【助 成 額】 有給休暇を取得した従業員に支払った賃金相当額	
	国 小学校休業等対応支援金(フリーランス助成)	【対 象】 小学校などの臨時休校などに伴い、子どもの世話のために契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする者 【助 成 額】 仕事ができなかった日一日あたり7500円※令和2年4月～12月までの期間分	
	国 休業手当	【対 象】 会社の都合による休業の場合 【手 当 額】 会社は平均賃金の60/100以上の手当を従業員に支給(労基法26条) ※都道府県知事が行う就業制限は対象外	岩手労働局 総合労働相談窓口 ☎0120-980-783 9時～17時15分 ※土・日曜、祝日を除く
	国 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	【対 象】 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に休業手当を受けることができなかった人 【補 助 額】 平均賃金額の80% (1日当たりの上限額1万1000円)×休業実績	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
P2へ続く	国 住居確保給付金	【対 象】 離職、廃業または新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少し、住居の家賃支払いが困難になった人 【給 付 額】 家賃相当分(限度額あり) ※原則として家主または不動産媒介業者の口座に振り込み	盛岡市くらしの相談支援室 ☎626-1215 9時半～16時半 ※土・日曜、祝日を除く

	名 称	概 要	問い合わせ先

名 称		概 要	問い合わせ先
各種の支払いを待ってほしい	 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免	【対 象】【減 免 額】詳しくはご相談ください	健康保険課 ▶国民健康保険税 ☎613-8437 ▶後期高齢者医療保険料 ☎613-8439
	 介護保険料の納付猶予・減免	【対 象】【減 免 額】詳しくはご相談ください	介護保険課 ☎626-7581
	 労働保険料・厚生年金保険料等の納付猶予	【対象など】詳しくはご相談ください	管轄の労働局及び年金事務所にお問い合わせください
	 国民年金保険料の納付猶予・免除	【対象など】詳しくはご相談ください	医療助成年金課 ☎626-7529 盛岡年金事務所 ☎623-6211
無利子の生活資金を借りたい	 勤労者生活資金特別融資	【対 象】市内に住所がある18歳以上の勤労者で、勤続1年以上かつ昨年の年収が150万円以上の人 【援 助 額】上限50万円※保証人不要、利子・保証料相当分は市が負担	東北労働金庫 盛岡支店 ☎629-1111 盛岡北支店 ☎646-3000
	 緊急小口資金特例貸付	【対 象】感染症の影響を受け、一時的に休業により減収または離職した人 【貸 付 額】上限20万円※無利子・保証人不要 【申請期限】特例による貸し付けは令和2年12月28日(月)※郵送は31日(木)消印有効	盛岡市社会福祉協議会 ☎651-1000
	 総合支援資金(生活支援費)特例貸付	【対 象】感染症の影響を受けて減収、または失業などにより、生活費が継続して必要な人 【貸 付 額】月20万円(単身世帯は15万円)まで※無利子・保証人不要 【申請期限】特例による貸し付けは令和2年12月28日(月)※郵送は31日(木)消印有効	
子どもの進学や通学、就職活動を支援してほしい	 大学生等有償インターンシップ	【対 象】生活に困窮している大学生など 【事業期間】令和3年2月28日(日)まで	ジョブカフェいわて ☎621-1171
	 岩手県出身県外大学生等応援事業費	【対 象】県外に進学している岩手県出身の大学生などで、県内で行うインターンシップや企業見学、企業説明会などに参加する人 【支 援 額】帰県する際に要する交通費・宿泊費。上限2万円	岩手県定住推進・雇用労働室 ☎629-5588
	 授業料減免・奨学金(高等学校)	【対 象】経済的事情など、一定の要件に合致した場合 【減 免 額】授業料の免除または返済不要の奨学金給付 ※詳しくはお問い合わせください	在学中の高等学校にお問い合わせください
	 授業料減免・奨学金(大学、短大、高専、専門学校等)		在学中の学校(受験生は受験する学校)にお問い合わせください
働き方改革を進めたい	 働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)	【条 件】労働者災害補償保険の適用事業主である中小企業であって、新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の規定を新たに整備すること。 【補 助 額】テレワーク用通信機器の導入・更新費用など(原則としてパソコンとタブレット、スマートフォンは対象外)。対象経費の合計額×補助率4分の3または1企業当たりの上限額(50万円)のいずれか低い方の額 【締 切】令和3年1月4日(月)必着	岩手労働局 総務部・雇用環境・均等室 ☎604-3010
消費活性化事業に参加したい	 特産品消費拡大支援事業	盛岡手づくり村の施設内売場とインターネットショップにおいて、令和2年12月から令和3年2月まで(予定)に市内特産品等を3割引で販売するキャンペーンを実施。このキャンペーンに参加する事業者を募集。※これまで、盛岡手づくり村との取引実績がなくても応募可能 【補 助 額】割引相当額	盛岡手づくり村 ☎689-2201
	 特産品販売促進事業費補助金	【対 象】令和2年12月から令和3年1月まで(予定)に、店舗またはインターネットショップで、市内特産品を送料無料で販売する市内事業者※事前申請が必要 【補 助 額】送料相当額。上限50万円	ものづくり推進課 ☎626-7538
	 Go To トラベル・地域共通クーポン取扱店舗登録	さまざまな旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店や飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く利用できる地域共通クーポンの発行により、地域の観光関連消費の喚起を図る事業。この地域共通クーポンを利用できる取扱店舗や、旅行・宿泊商品を取り扱う宿泊事業者を募集。	Go To トラベル事務局コールセンター ☎0570-017-345(ナビダイヤル) ☎03-6747-3986 10時～19時
	 Go To トラベル・宿泊事業者登録		
	 Go To 商店街	【対 象】商店街活性化につながる取り組みを行う商店街組織(任意団体含む)、商工会、商工会議所、温泉街、飲食店街、民間事業者(DMO、まちづくり会社(中小企業に限る))など 【助 成 額】300万円×申請者数(2者以上で連携し、事業を実施する場合はさらに500万円)※ただし、1申請あたりの上限額は1400万円	Go To 商店街事務局 ☎0120-304-060 10時～18時 ※土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く
 Go To ^{イート} Eat	感染予防対策に取り組みながら営業している飲食店、食材を供給する農林漁業者を支援するため、プレミアム付食事券の発行とオンライン飲食予約の利用によるポイント付与を行う事業。この事業に加盟する飲食店を募集。	いわて Go To Eat キャンペーン事務局 ☎624-5050 10時～18時 ※土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く	

11月から
実施中

新型コロナウイルス感染症を疑う場合などの 相談・受診の方法が変わりました

11月1日から発熱などの症状のある人の相談・受診の方法が変わりました。

受診を希望する場合には、まずはかかりつけ医など地域で身近な医療機関に電話し、受診について相談してください。また、相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に電話で相談してください。

新型コロナウイルス感染症の 受診の目安について

風邪の症状（発熱^{けんたい}や倦怠感^{せき}、悪寒、咳、鼻水、嗅覚・味覚異常など）があり、以下のいずれか1つ以上に該当する場合は早めに医療機関に相談しましょう。

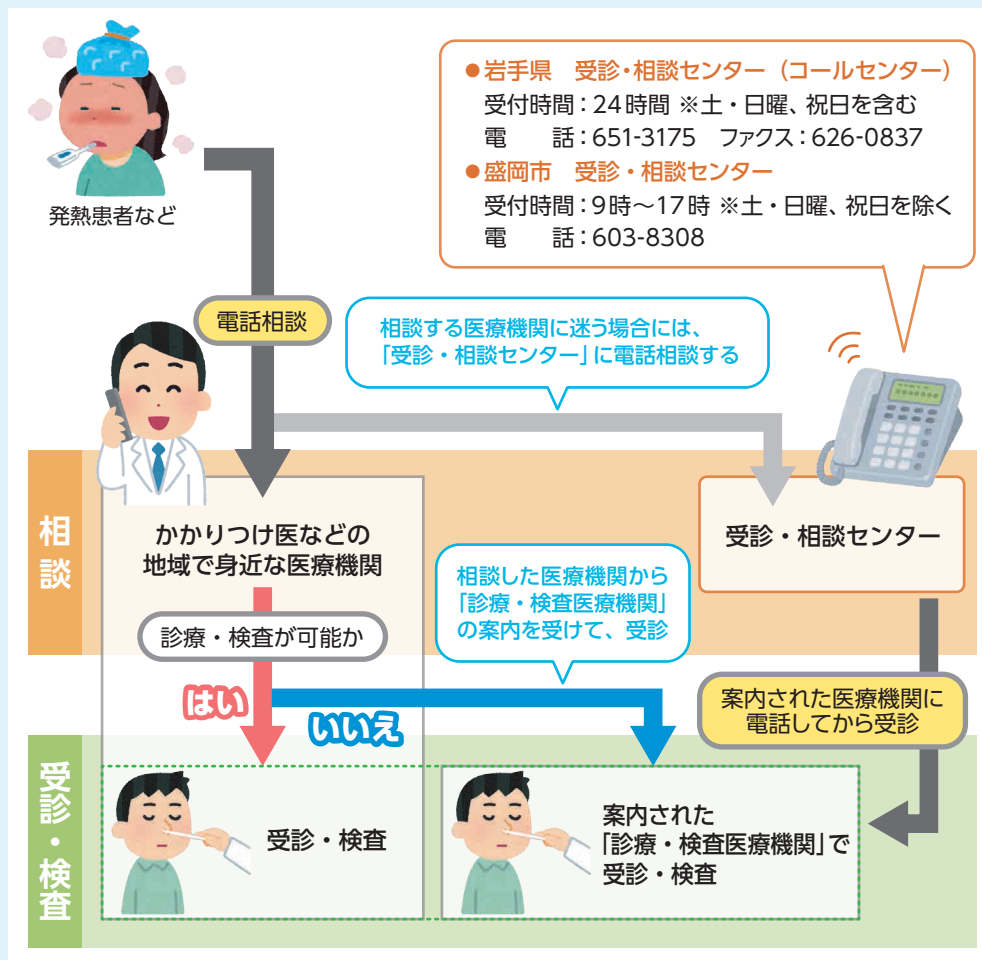
- 1 約2週間以内に海外に渡航歴・居住歴がある
- 2 2週間以内に患者が発生した都道府県に、約2週間以内に移動歴・滞在歴がある
- 3 上記1または2に該当する人と、約2週間以内に接触がある
- 4 集団感染が疑われる（周囲に同じ症状の人が多数いるなど）、または多数の人に感染を広げてしまう可能性のある職業※1
- 5 肺炎が疑われる※2
- 6 重症化のリスクが高い持病がある※3
- 7 高齢者（65才以上）

※1：医療・介護などの従事者や教職員、保育士、接客業など

※2：呼吸困難、強い倦怠感、高熱などの症状が認められるようになった場合

※3：免疫抑制剤や抗がん剤を使用している

・透析治療を受けている
・糖尿病や心臓・血管疾患、呼吸器疾患、妊娠などについては、必要に応じてかかりつけ医などに確認してください



感染リスクが高まる「5つの場面」

新型コロナウイルス感染症は、主にクラスターを介して拡大することから、クラスターを発生しにくくする、感染を広がりにくくすることが大切です。以下の感染リスクが高まる5つの場面を、できるだけ減らしましょう。

場面①

飲食を伴う懇親会など

例

狭い個室での会食
飲み会



場面②

大人数（5人以上）や
長時間に及ぶ飲食

例

接待を伴う飲食店



場面③

マスクなしでの会話

例

カラオケや
バーベキュー



場面④

狭い空間での共同生活

例

寮の部屋
トイレなど共有部分



場面⑤

居場所の切り替わり

例

会社の休憩室
喫煙所



感染リスクを下げながら 会食を楽しむ工夫

- 1 飲食は①少人数・短時間で
②なるべく普段一緒にいる人と
③深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で
- 2 箸やコップは使い回さず、一人一人です
- 3 座る位置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）
- 4 会話は食事を済ませてから（会話をするときにはマスクを着用する）
- 5 換気が適切になされているなど、ガイドラインを遵守したお店で
- 6 体調が悪い人は参加しない